○外務省告示第二百三十号

平成二十二年四月十五日にドゥシャンベで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年四月三十日まで

4　署名者

日本側　中山喜弘在タジキスタン臨時代理大使

タジキスタン側　ハムラーハン・ザリフィ外務大臣

平成二十二年四月二十七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百三十一号

平成二十二年四月十二日にカンパラで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　加藤圭一在ウガンダ大使

ウガンダ側　サイダ・ブンバ財務・計画・経済開発大臣

平成二十二年四月二十七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百三十二号

平成二十二年四月十二日にカンパラで、ウガンダ共和国における「ウガンダ北部地域国内避難民帰還促進のための生活基盤整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ウガンダ共和国における「ウガンダ北部地域国内避難民帰還促進のための生活基盤整備計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与

2　贈与額　十三億四千万円

3　署名者

日本側　加藤圭一在ウガンダ大使

ウガンダ側　サイダ・ブンバ財務・計画・経済開発大臣

平成二十二年四月二十七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百三十三号

平成二十二年四月十二日にカンパラで、予防接種体制整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　予防接種体制整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億五千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年四月三十日まで

4　署名者

日本側　加藤圭一在ウガンダ大使

ウガンダ側　サイダ・ブンバ財務・計画・経済開発大臣

平成二十二年四月二十七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百三十四号

平成二十二年四月七日にマスカットで、ガルフ航空運航に関するオマーン国の航空業務に関するオマーン国と日本国との間の協定上の責任を確認する交換公文の終了に関する次の書簡の交換がオマーン国政府との間に行われた。よって、同交換公文は、この取極の規定に従い、平成二十二年四月七日に終了した。

平成二十二年四月二十七日

外務大臣　岡田　克也

（オマーン側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百九十八年二月二十四日にマスカットで署名された航空業務に関するオマーン国と日本国との間の協定に関する交換公文で、オマーン国政府がバーレーン王国政府、カタール国政府及びアラブ首長国連邦政府とともにガルフ航空会社について完全な責任を受諾しているものに言及するとともに、オマーン国政府が現在ガルフ航空会社を所有していないことにかんがみ、オマーン国政府に代わって、同交換公文を二千十年四月七日に終了するとの了解を確認する光栄を有します。

本官は、更に、前記の了解が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び前記に同意される旨の閣下の返簡が両国政府間の合意を構成することを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年四月七日にマスカットで

オマーン国運輸通信省民間航空担当次官

モハメッド・サカル・ハマド・アル・アムリ

オマーン国駐在

日本国特命全権大使　森元誠二閣下

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（オマーン側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に含まれた提案が日本国政府にとって受諾し得るものであることを日本国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成することに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年四月七日にマスカットで

オマーン国駐在

日本国特命全権大使　森元誠二

オマーン国運輸通信省民間航空担当次官

シェイク・モハメッド・サカル・ハマド・アル・アムリ閣下

○財務省告示第百五十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十七日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で千四百二十七億二千三百四十六万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十二年四月十五日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・四八パーセント

十　初期利子　平成二十二年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.48}{100}$×$\frac{1}{2}$

十一　第二期以後の利子　毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成二十七年四月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十二年四月十五日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十四年四月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$×4

十七　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八